

No	018	市町村名	島本町		実施の有無	平成23年1月10日
障がい者施策	A	重度身体障害者(児)及び重度知的障害者(児)住宅改修費助成事業			有	所在地:大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 [H22年12月1日現在] 人口:29,932人 高齢化率:/20.9%
	B	その他のバリアフリー施策			有	
高齢者施策	C	高齢者住宅改修費助成事業			無	
	D	介護保険住宅改修費支給			有	

A	重度身体障害者(児)及び重度知的障害者(児)住宅改修費助成事業				担当部署	福祉保健課	
対象者	申請時現在64歳以下であって①②に該当し、対象世帯の生計中心者の前年分の所得税額が7万円以下。①身体障害者手帳1級・2級、又は下肢・体幹機能障害で3級以上の交付を受けた方。②療育手帳Aの交付を受けた方。						
助成金額の上限	限度額:80万円~100万円(他の制度を使えるかどうかで異なる)また、生計中心者の所得税額により助成額は異なる。						
手続きの流れ	年3~4回「広報しまと」を通じて募集。募集→相談→申請→決定→改造→請求→助成(償還払い)の順。						
HPへの掲載	有	障害者福祉「住宅の改修・公営住宅への入居」に掲載			訪問調査	有	事前・工事後に実施
事業概要説明書類	有	実施要綱					
申請書類	有	申請書・障害者手帳コピー・見積書・図面・写真・所得課税証明書・家所有者の承諾書・介護保険被保険者証コピー					
特記	申請書類:申請書および家所有者の承諾書(借家の場合)は様式有。介護保険被保険者証コピー(介護保険特定疾病に該当する人)訪問調査は調査チーム(町職員等/福祉・建築・医療)が向向き、アドバイスも行う。 H21年度は1件申請						

B	その他のバリアフリー施策						
重度身体障害者(児)住宅改修費給付事業(小規模改修):ホームページ障害者福祉「住宅の改修・公営住宅への入居」に掲載							

D	介護保険住宅改修費支給				担当部署	高齢福祉課	
対象者	要介護・要支援認定者			業者登録	無		
支給金額の上限	20万円(1割本人負担)			償還払い	有	受領委任払い	無
手続きの流れ	介護支援専門員に相談→施工業者の選択・見積依頼→理由書作成の上、役場に提出→申請→工事→施工業者へ支払い→支給申請→支給						
HPへの掲載	有	介護保険「介護サービスの種類」に掲載			訪問調査	無	
事業概要説明書類	有	「みんなの笑顔で介護保険」P29					
申請書類	有	事前協議申請書・理由書・家所有者の承諾書・見積書・写真・図面 工事後に支給申請書・領収書・写真・工事費内訳書					
特記	申請書類:事前協議申請書・理由書・家所有者の承諾書(借家の場合)・支給申請書は様式有。図面は詳しく描かれているもの。写真は日付入りHPより、申請書・委任状・申請記載要領のダウンロードサービス有 理由書は介護支援専門員か地域包括支援センターが作成。工事後の検証は介護支援専門員に依頼。 H21年度は88件申請						